

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	日印戦闘機共同訓練の実施に伴う 海外人員輸送	空幕運LPS-X00010	
		承認	令和8年 月 日
		作成	令和8年6月18日
		改正	令和8年6月29日
		改正	令和 年 月 日
	作成部隊等	航空幕僚監部 運用支援・情報部運用支援課	

1. 総則

1.1 適用範囲 本仕様書は、海外人員輸送について適用する。

2. 日程等

行動計画書（基準）による。

3. 役務に関する要求

3.1 全般

- a) 旅行者は公用旅券により渡航する。
- b) 受託手荷物は1個23kg未満の手荷物1個分、機内持ち込み荷物は1個7kg未満までとし、運賃に含むものとする。
- c) 発注後、官側の都合により、搭乗者が変更となった場合、取消手数料及び変更手数料が発生した際には官側が負担する。
- d) 算出根拠

航空会社とのトラブル防止のため、航空券に関するフライト予約情報及び運賃情報（算出根拠）を提出するものとする。また、取消手数料及び変更手数料が発生した場合は、算出根拠を提出するものとする。

3.2 航空便（タイ）

- a) 日本の出発空港は福岡空港とする。また、往路は日本時間の10時以降に出発し、バンコクへは現地時間の20時までの到着とする。
- b) タイの出発空港はスワンナプーム国際空港とする。また、現地時間の0時以降に出発し、福岡空港へ、日本時間の18時までの到着とする。
- c) 乗り継ぎは実施しないものとし、輸送する人員及び受託手荷物については同一便で移動するものとする。

3.3 航空便（インド）

- a) 日本の出発空港は羽田空港とする。また、往路は日本時間の11時以降に出発し、ジョードプルへ、出発翌日の現地時間の19時までの到着とする。
- c) インドの出発空港はジョードプル空港とする。また、現地時間の10時以降に出発し、羽田空港又は成田空港へ、出発翌日の日本時間の14時までの到着とする。
- b) 乗り継ぎの回数は2回までとし、輸送する人員及び受託手荷物については同一便で移動するものとする。